

感染予防対策について

- ① 指導者等が必ず活動の状況を把握するとともに、密になる3つの条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫すること。
- ② 児童に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。
- ③ 児童に発熱等の風邪の症状が見られる時は、スポーツ活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ④ 活動場所については、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による活動とすること。
- ⑤ 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、児童間で不必要に使い回しをしないこと。
- ⑥ 部屋等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
- ⑦ 大会等の参加に当たっては、主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、児童、指導者等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ⑧ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ⑨ 活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。